

平成25年度第1回

新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成25年4月23日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成25年4月23日（火）

午前11時00分～午前11時58分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定解除について

3 その他

連絡事項など

4 閉 会

○配付資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第11期）

資料2 保護樹木等の指定解除について

参 考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）

小委員会委員 7名

委員長 熊谷洋一 委員 興水肇

委員 金田宣紀 委員 渡辺芳子

委員 福田雅人 委員 椎名豊勝

委員 越野明子

◎はじめに

みどり公園課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、急な開催にもかかわらず、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催する小委員会でございますが、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づきまして、みどりの推進審議会の効率的な運営を図るために設置されたものでございます。このため、小委員会は、迅速な判断が必要でかつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に開催いたします。委員は、みどりの推進審議会のうち会長が指名する8人以内で組織され、委員の過半数の出席により成立いたします。

今回は、保護樹木の指定解除について御審議をお願いしたいと考えております。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになってございませんが、本日の審議内容から公開しても支障はないものと思われるため公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

それでは、改めまして、平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

本日の会議につきましては、12時を目途に終了させていただきたいと考えております。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明いたします。発言の際には、お手元の「要求／4」というボタンを押していただきまして、終わりましたら「終了／5」番を押していただければと思います。

では、これより議事進行を委員長にお任せしたいと思います。

熊谷委員長、よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷委員長 おはようございます。

それでは、これより平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を開催いたします。

最初に、本日の出席状況について事務局より報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、池邊委員より欠席の届けをいただいております。したがって、本日は8名中7名の出席によりまして、小委員会は成立していることを御報告いたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の資料について御説明いたします。お手元の資料を御確認願います。

まず、1番目に議事次第。2番目に、資料1としまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第11期）。資料2といたしまして、保護樹木等の指定解除について。

それから、参考でございますが、新宿区みどりの推進審議会小委員会について。同じく参考ですが、新宿区みどりの条例・同施行規則、保護樹木の部分を抜粋したものでございます。

資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定・解除について

熊谷委員長 それでは、議事次第に従いまして議事を始めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定・解除となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定・解除について、資料2に基づき担当の職員より映像を交えて御説明させていただきます。申しわけございませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 事務局の三橋です。これから御説明させていただきます。よろしく申し上げます。座って御説明させていただきます。

本日の保護樹木の指定・解除につきましては、前回の審議会がございました24年12月21日以降、本日までの案件でございます。

まず、保護樹木につきましては、指定はございません。

解除3件、解除本数は7本となります。

保護樹林につきましては、指定、解除ともございません。

保護生垣につきましては、指定なし、解除件数1件、解除延長が15メートルとなっております。

まず、保護樹木につきましては、3件、7本について概要を御説明いたします。

まず、1件目、中井二丁目、スダジイ、クスノキ、ヤエザクラ、ソメイヨシノの4本になります。こちらにつきましては、土地の売却に伴って更地にする必要があるということで申請がなされております。

続きまして、オオシマザクラ、メタセコイアの2本。場所は西新宿四丁目でございます。こちらは、敷地の建て替え計画に伴って支障になり、移植が困難であるということで申請をされております。

3件目が百人町一丁目、イチョウでございます。こちらは、このイチョウの根が建物に支障になっており、損害が出ている。また、こちらは神社なんですけれども、境内の整備計画において支障になっている。また、移植が困難であるということで、申請がされております。

それでは、個別に説明をさせていただきます。

まず、中井二丁目、4本あるうちの1本目、スダジイでございます。幹回りが1.4メートル。こちらは、現在もうほとんど枯死をしております。枝、葉っぱともほとんどない状態でございます。

2本目になります。クスノキ、幹回り1.8メートル、高さ15メートルほどでございます。隣地との境界部にありまして、高さはあるんですけれども、樹冠は細長く剪定されている状況でございます。

根元につきましては、隣の擁壁の際にございまして、根が擁壁に沿って南北に強く成育している状況です。また、枝のほうが、建物際の大きな枝が強く剪定されておまして、その部分は一部腐朽をしております。根元につきましては、特段、根の発達以外は異常は見られませんでした。

続きまして、ヤエザクラになります。こちらは、幹回り1.6メートル、高さは8メートルほどになります。道路際にございまして、大きく道路側に張り出しております。

これが、敷地の中から見ただけの状況でございます。根元から大きく幹が2つに分かれておりますけれども、根元際、特に腐朽、病害虫は見られませんでした。写真でおわかりのとおり、道路側に強く傾いているという状況でございます。また、道路側の枝の先端が、電線に支障になるということで途中から剪定がされて、一部腐朽はしておりました。また、幹の途中1

カ所、大きな枝を切った跡になるようで、腐朽が1カ所、大きなものが見られました。

続きまして、ソメイヨシノでございます。こちらは花も終わって葉ザクラになっている状態なんですけれども、全体的に葉の出が悪くて樹勢が余りよくないという状況でございます。

こちらが、建物側から見た状況になります。こちら、根元部分がキノコの発生が見られて腐朽がございました。また、根元部分に棒を刺しますと30センチほど刺さってしまいまして、根元が大分腐朽をしている状況でございました。また、幹のほうも、このあたりが全体的に幹も腐朽しておりまして、木としてかなり全体的に衰弱しているという感じでございました。

続きまして、西新宿四丁目でございます。こちらは、建物の建て替えに伴う支障ということでございます。建て替え計画といたしましては、現在2棟あるものを1棟にして、北側のほうに建てる。南側のほうは道路際で、5台ほどの駐車場を計画しているということで、そのために支障になるということでございます。

まず、1本目のオオシマザクラですけれども、幹回りが1.9メートル、高さは10メートルほどになります。根元に、写真ではわかりづらいんですけれども、コスカシバという害虫の発生が認められました。また、幹の途中が、アリの巣があったりキノコがあったりということで、樹勢のほうも多少衰えております。

立地なんですけれども、道路から、サクラの成育しているところまで高さが90センチほど高くなっておりまして、先ほど御説明したように駐車場計画ということで、これを全て下げなければいけないということで、その計画に支障になるという話でございます。

こちら、2本目がメタセコイアでございます。幹回り1.7メートル、高さが20メートルほどでございます。こちらは敷地の真ん中ほどにございまして、建物の建築計画に支障になるということでございます。

木のほうといたしましては、幹の途中で頭頂部が剪定されており、そこから2本、新たな芯が立ち上がって、外観上は1本に見えるんですけれども、こういう形で成育しております。特段の病虫害は見られませんでした。根元際、ちょっと資材が置いてありまして細かな確認はできませんでした。

続きまして、百人町一丁目、イチョウになります。こちら、イチョウ、幹回り2.1メートル、高さのほうは強剪定されておりまして4メートルほどとなっております。神社なんですけれども、木が建物に非常に近いところにあるために建物に支障になっており、また境内全体の整備計画があるということで、それに支障になるということでございます。

これが、そうですね、非常に建物に近いところにあるものでございます。こちらがその、

近接して建っております。隣接しております、隣接する札所なんですけれども、その階段を既に損傷している状況でございます。

また、木から2メートルほどのところなんですけれども、ここにもこちら辺の浮き上がりどひび割れが見られて、以前はこんなに浮き上がっていなかったということで、また、このひび割れの先に建物側にもひび割れが続いております、これも、確かに比較的新しいひび割れのようなんですけれども、以前はなかったということで、これも根の影響ではないかというふうにおっしゃってございました。

また、こちら、参道のほうなんですけれども、根が発達してきておまして、参道のこのあたりが5センチほど全体的に高くなってしまって、石も大分段差ができてしまって歩行が困難であるということでございます。この参道自体も全面的に改修を予定しているということで、この高くなっているところを下げ、さらに、今2段の参道ですけれども、これを3段に広げて、段差のない歩きやすい参道にしたいということでございます。

また、ちょうどこの木のところに引き込みの電線が入っているんですけれども、この電線も地下化したいということ。また、ここに止水弁があるんですけれども、ちょうどこのあたり、敷地の中央ということもあって給排水もあるということで、大分古いのでこの給排水も全面的にやりかえたいということで、ちょうどこの保護樹木のある周りを縦に横に、電線の地下化、給排水、参道ということで、全面的に掘らなければいけないということで、この保護樹木については指定を解除したいということでございます。

続きまして、保護樹木の指定解除はございません。

保護生垣につきましては、1件、15メートルでございます。西新宿四丁目で、先ほどオオシマザクラ、メタセコイアのあった敷地でございます。建て替え計画によって、支障になる。樹種はカイヅカイブキでございます。道路に沿って全面的にありますので、こちらも駐車場の計画において支障になってしまうということでございます。やはり道路からの高さが80センチから90センチあって、駐車場にするためにはここを全て下げなければいけないということでございます。

木のほうは、手入れのほうは余りまめにはされていないような形で、大分道路側に倒れていて、一部、スギ葉といいまして、強剪定もしくは衰弱によって葉の形態が、本来少し丸い葉っぱなんですけれども、とげとげした形の葉っぱが何カ所か出てきておりました。

また、こちらは、保護樹木以外にもサクラ、ウメの木等があるんですけれども、そのうちウメの木につきましては思い出もあるということで、移植を考えているということで、造園

業者の御紹介をいたしました。

本日の案件を了承していただきました場合には、承認後には保護樹木2件減、7本減の269件、1,057本となります。

保護樹林は、変化ございません。

保護生垣につきましては、1件減、15メートル減の43件、1,259メートルの数字となります。

以上、説明のほうを終了させていただきます。

みどり公園課長 説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

熊谷委員長 この案件については、小委員会以外の委員の方にもあらかじめ御説明をして、あるいは資料を送付して御意見を伺うということになっていたように思いますが、もし委員の方から何か御意見等があれば、まず最初にそれを御紹介していただいてから御審議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、課長、よろしく願いいたします。

みどり公園課長 小委員会の委員の皆様以外からは、今回は特に御意見は寄せられてございません。

椎名委員及び金田委員から事前に意見照会がございましたが、私のほうから申し上げるほうがいいですか。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、審議会の他の委員からの御意見はなかったということでございますので、前もって御意見をいただいているのが小委員会のメンバーの委員の方ということと、両名の方が本日出席をされておられますので、もしよろしければ、金田委員と椎名委員から御発言をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

どちらからでも結構ですが。椎名委員から。

椎名委員 じゃ、私。

一つは、保護樹木ですけども、3の1ですか、イチョウを見ていまして、剪定の方法が、保護樹木という意識というかそういうものがちょっとどうなのかなと。もちろん、損害を与えたという意味ではちょっとね、経済的損失もあるでしょうからいろんな感情はあるんでしょうけれども、保護樹木の扱いとしてはどうなのかなというような。

区のほうに事前に、こういうことをやらざるを得ないという事情があって、それならやはり区のほうに御連絡していただいてという感じですね。それというのは、1,000本以上ある

保護樹木をどういうふうにあれするかということなんですね。

ただ、これは任意のものだと思うんですよね、保護樹木というのは。所有者が、代がかわっちゃったということもあるんでしょうけれども、この場合は稲荷様ですから、どうですか、皆様が集まって稲荷の講っていうんですか、何と呼ぶかわかりませんが、やっているものですから、そういう保護樹木の考え方というのは継承されていくものだと、組織としてですね、思いますけれども、ちょっとこの扱いが気になりますね。

ここら辺は議論をしてもしょうがないのかもしれませんが、保護樹木にしようという意思があったということであると、それに対して、それを組織の中で継承していくというのを何かこうやらざるを得ない。区の仕事なのかどうかわかりませんが、そういうものをやっぱり継承していくためにはどうしたらいいのかということだと思いますね。

それはそれで私の意見なんですけど、もう一つ、小委員会でこれは適切かどうかちょっと発言としてはわからないんですけれども、発言として適切かどうかわかりませんが、新宿区でのこういう神社とかお寺さんの、社寺林の保護樹木はどのぐらいあるのかなというのをちょっと。

それと、もう一つは、新宿のみどりに占めるお寺さんとか神社さんの鎮守の森というんですかね、それがどのぐらいあるのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

私も、穴八幡とか、筑土八幡とか、西向神社とかありますね。あと、市谷八幡なんて有名ですけど、そこにはあるわけですから、そういうのがどのぐらいあるかをちょっとお聞きしたいんですけれども、どうでしょう。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、最初の御意見については後ほどまた御議論いただきたいと思いますので、今の御質問について、もし現時点でわかるようであれば。資料等がなければ、また後ほど、委員の方に……よろしく申し上げます、課長。

みどり公園課長 すみません、今ちょっと数を調べますので、社寺林の数等はまた後ほどお持ちしたいと思います。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで急遽調べていただけるようですので、金田委員から御意見をいただきたいと思います。

金田委員 たびたびこの保護樹林の解除の申請があつて、こういう会議が開かれるわけですが、私もちょっと今回の件は誤解している部分もありまして。しかし、全体的に見て、

自分の持っていらっしゃる土地を、税金の対策のために、どうしても売らなければならないというような事情のある方が割と多いのではないかというふうに思っています。

それによってこうやって樹木が失われていくというのは、とても何か嫌な感じがしておりまして、一つには、保護樹林というのはみずからが保護樹林にしてほしいという申請をされていたはずなので、それがそういう状況になって保護樹林を解除したいということになれば、当然それまでこの木に対して補助金も出ているわけですので、そういう経済行為に対するペナルティといえますか、その木を一つお金に換算をして、売買されるときその部分のお金を差し引いて区の収入にできたらどうかというふうに思ったりもしています。

もう一つは、実は私どもの地区は今、再開発で公園がつぶされまして、公園の中にあっただいい樹木が、実はこれは水道局の管轄なんですけれども、水道局の持っていらっしゃる土地にその樹木を一回移転して、そして、まちが再開発になったときにもう一度こちらへ戻してくれるというようなことをやってくれていますので、新宿区のほうも、そういうスペースをどこかに確保していただいて、一旦、伐採をしないでどこかに移植をして、もう一度元に戻すということができればいいかなという、この2つの提案をさせていただきました。

以上です。

熊谷委員長 ありがとうございます。

今、椎名委員とそれから金田委員の御発言の、今回の保護樹木の解除に絡んで疑問を持たれているんですが、その件について、まず委員の方々からちょっと御意見をいただいて、その後で事務局からまた説明を受けたいと思いますので、いかがでしょうか。

どうぞ、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 これに対してということではないんですけど、この表を拝見いたしまして、3番目のイチョウにつきましては、本当に椎名委員がおっしゃったとおり、これが保護樹林となるのかなと、ちょっとびっくりいたしました。

それから、2番目なんですけれども、西新宿のメタセコイアは、平成18年に保護樹木となっているんですね。何年もしていないのにもうこれが伐採されてしまうのかという。

それと、生垣も平成9年ですね。それほど古くないものが、いとも簡単に解除されて伐採されてしまうと。何か指定のときのあり方にも少々、もう一回考えたらいいのかなという感じを持ちました。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問、ございますでしょうか。

どうぞ、福田委員。

福田委員 意見なんですけど、意見というか提案なんですけれども、さっき金田委員がおっしゃったのとほんとはつくづく同感というか感じ方は同じなんですけど。

前回ですか、去年なんですけど、みんなで連れて行っていただいたおとめ山あたりも、もうあれはプランに入って当然、たしか入っているんでしょうけれども、例えばそこに移植が可能であれば、新宿保護樹林の森とか何かそういう形で、指定した樹木がそこに、レイアウトはどうでもいいんですけども、保護樹林の森みたいなことで区民のいこいの場所に設置できればおもしろいかなという考えなんですけど。

いずれにしてもお金はかかりますのでね、移植で。前回、簡単に移植というふうに考えていたんですけど、椎名委員からいろいろ聞いたら、1本やるのに100の単位がかかるんだよと。ただ、今のイチョウの木あたりになると、あれはちょっとという感じは確かにいたしますけれども、区民の森みたいなのがあってもいいんじゃないかなという気がしました。

以上です。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに、ございますか。副会長、何かありますか。

興水委員 ちょっと厳しい言い方をさせていただきます、いろんな御意見が出たので。

保護樹木に指定をしますよということを所有者にお願いをすると、所有者は「はい、結構です。同意します」って同意しているわけですよ。それは何に同意しているんでしょうか。保護樹木に指定されるということに同意しているということになると、この区の条例では、指定されたら健全に維持するように努めなさいという、そういう責務が生じる。

それから、もう一つ、今読んでいて気がついたのは、第15条の（5）に、保護樹木等に大きな変動があったときには届け出なさい。届け出義務も生じるわけですね。例えばイチョウをああいふうに切ってしまったら、これは大きな変更ですから、当然届け出なければいけないと思うわけですね。

というようなことを、この条例をきちっと読んでいただいて、指定されるところということになりますよということも含めて本当は同意しているんだらうと、私は思うんですけども、思いたいんですけども、多分その辺の意識が所有者の方には余りないんじゃないかなと思いますね。いわば、指定されると大変なことになるぞと。大変な義務が生ずるぞと。それから、健全に維持する責務も生ずるんだぞということだと思いますね。

そうしますと、その責務をちゃんと果たしている場合には、保護樹木として維持している

んだから、維持管理費9,000円でしたか、差し上げますよという一種の支援、援助ですね、そういうインセンティブ、御褒美を差し上げているわけですね。だから、ちゃんと責務を果たしているわけだから、ちゃんとその分は助けてあげますということもやっているわけですから、責務は果たさなきゃいけないわけですね。

ところが、それに対してそれが守られていないということは、やっぱりこれは黙って見過ごしていいのかなという気がしてしょうがないですね。これは、皆さん方の意見からそう思ったので、これは大変厳しい意見だと思うんですね。じゃ、その責務を果たさないで、大きな変更があったにもかかわらず届け出なかったと。それは、ペナルティを科さなきゃいけないと。その発想も出てくるわけですね。

だから、この条例には書いてありませんからそんなことはとてもできないわけですがけれども、ペナルティを科すなんていうことはできないわけですがけれども、法律では例えば、勝手にやったらば原状復旧義務があるとか、あるいは罰金を科すなんていうことも起こり得るわけですね。その話になりかねないような事案だと私は思っているんですね。でも、条例ではそんなことは書いてありませんから、それ以上できないんですけれども、そういう議論があったということはちょっととどめておいていただきたいなという気がしておりますけれども、いかがでしょうか。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに、御意見ございますか。

越野委員、お願いいたします。

越野委員 私のほうも皆さんと同意見なんですけれども、素人さんたちの立場から見ても、保護樹木のあのイチョウの木、看板もちゃんとついていましたよね。そうすると、あれっ、こんなのが保護樹木なのかっていうのがやっぱり何かまずいなと思ったもので、金銭的な面から言うと、やはり樹木の手入れ等でそんな金額ではできないよということでやっていらっしゃるので、金額的なペナルティよりも、やっぱりこちらの審議会から解除するというような、ちょっと余りひどいものは、みたいな事例があってもいいのかなと思いました。

以上です。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、一応御意見をいただいたので、事務局のほうから何か説明をできることがあればしていただいて。特に樹木の移植については、新宿区にバンクがありますよね。そんな点も含めて、御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 活発な御議論、ありがとうございます。

先ほど椎名委員から、社寺林がどのくらいかということで、そこだけちょっとまず。

まず、保護樹木の件数なんですけれども、社寺林ですと60件ございまして、本数で言いますと約400本ございます。全体の本数でいきますと1,050本ありますから、4割弱が社寺林ということが言えると思います。数字に関しては以上でございます。

鎮守の森、神社がどのくらいかというのは、ちょっとすみません、把握してございません。

それから、先ほど来いろいろ御意見があった中で、移植をするような場所を区が用意するという御意見もございました。確かに新宿区、おとめ山公園等、大きな公園づくりを行っております。一方では、移植するにふさわしいかどうか、移植をして移植に耐えられるかどうかというのもあるんですけれども、ふさわしいかどうかということも議論は必要かなと思っております。

今すぐその点に関しては、なかなか結論を出しにくいところですが、新宿区はみどりのグリーンバンク制度というのもありまして、一定程度規模は制限はありますけれども、移植の必要、移植をしてもいいよという方に対しては、そういった場所も今のところ一応提供はしているところでございます。

それから、今回に限らず指定解除、土地の売買ですとか更地条件ということでやむを得ず木を伐採しなければいけないといった事例があるわけですが、私どもが所有者の方といろいろ話をしていく中で、やはり移植してもらえませんかとか、どこか敷地内に残してもらえませんかというお話はさせていただいているところでして、なかなか難しいという状況はあるんですけれども、皆さん、ほとんどの方はやっぱり木には愛着を持っていらっしゃるんで、本当に残念だけれどもということを常々おっしゃっていただいております、そういった中で私どもも移植等に対するメニューはいろいろ持っておるんですけれども、なかなか難しいような状況があらうかと思えます。

それと、私どもも指定していく中で、どうしてもメリットと申しますか、インセンティブのほうを強調している嫌いがあるのかなということは思っております、保護樹木本来の目的と申しますか意義と申しますか、そういったことを今後はもっとアピールしていく必要があるかなと思っております。その点をどう強化していくのかということが課題かと思えます。

それから、皆中稲荷神社、百人町のほうのイチョウの木、私どももなかなか1,000本以上ある中で、個々の木をどういうふうに管理しているのかという現状をつかむのが難しいとこ

ろがあります。今回、このようにばっさり切られた。建物に影響があるとか、いろんな事情はあろうかと思えます。ただ、こうする前に、ぜひ区のほうに一報いただきたかったなど。これは残念でございます。

こういったものが保護樹木としてふさわしいのかどうかということを考えてときに、区のほうから、解除をさせていただきませんかというような申し出も、現状ではなかなかいたしにくいのかなというところがありますので、こうならないように事前に、こういったことをする場合は教えてくださいよといったことを、何らかの方法で現所有者の方々に周知していく方法が適切かなというふうに、今のところは考えているところです。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

今、事務局のほうから非常に難しい事情を説明いただきましたけど、会長としては、ずっとこの委員会にお手伝いをしてきてつくづく感じるのは、やはりこの保護樹木とか保護樹林というのは対象は生き物なんですよね。ですから、保護樹木に指定した、保護樹林に指定したというその結果について云々するんじゃなくて、実際には樹木自体は成長していきますし、それから社会状況も変わっていく中で、できるだけこの審議会としては、みどりを永続的に区のために保存していくという、こういう観点がやはりもう少し強くなきゃいけないなということで、年に1回か2回の委員会ではとても対応できないので、こういう小委員会で迅速に対応することになっています。

これは、委員の皆様とか事務局の御理解で進んだので、私は大変よかったと思っているんですが、それでも、やはりここでもまだプロセスについてはなかなか議論できないので、先ほど副会長が言われたように、指定からその後の状況をどのようにきちっと追っていけるか。それには、事務局としてのある程度の責務と、それなりのチェック体制も必要かなと思えますし、前にもこういうようなことが起きたときに、年1回ずつ、補助金を出すために、所有者の方に1回はアンケートをしているんじゃないかなかったですかね。

そのときに、アンケートに、保護樹木に対して手を加えたり、あるいは何かする場合には一応きちっと報告してくださいという報告義務をもう少し強く、所有者の方に理解していただく。

そういう報告をまた事務局も、1,000本で大変でしょうけれども、一応報告についてきちっとチェックしていただいて、その項目がもしきちっと書いてないようであれば、それを確認をとるというようなこともしていただくという。条例をいじくるほどのことではないので

すが、自助努力も少ししていけないといけないかなと思いますし、それから、それこそ10年以上前に比べると、このみどりの係といいますか、みどりの部といいますか、これに対する予算も大分、公園、みどりに関してはふえておりますので、そういう中でさらに、この保護樹木についてはもっと積極的に予算を計上できるように、どこへ働きかけるのか知りませんが、もし審議会のほうでそういうことが必要であれば、時代も変わって非常にみどりの価値がさらに高まっているので、それに対する予算というのをきちっと計上してほしいというようなことも、私は本委員会のほうで多分きちっと決めていただければと思いますし。

そんなことで、一つは、先ほど副会長が言われたような、あるいはほかの委員からも出ましたけど、もう少し自信を持ってペナルティも考えたらどうかということも、これも大切でしょうが、やはり結果に対してどうのこうのというのは、みどりには合わないんですね。ですから、所有者の方も、それに対応する区も、あるいはこの委員会も、プロセスについて常に関心を持って行って、解除しますけどどうですかというようなことをこの委員会で審議していただくのは、私ども非常に何か心苦しいところがありますので、場合によっては、今後ですけれども、そういう大きな変更が考えられる場合には、小委員会をすぐ開いてそれに対して助言する。それに応じて、例えば移植が可能であって、それに対するある程度の対価をこちらで負担できれば移植をしていただく。

これも、おわかりでしょうけれども、売却の直前とか、それから建てかえの直前に移植の話をして、通常は時間的に無理なんです。特に立派な木であればあるほど、1年ぐらい前から根回ししたり、それなりの剪定をしたりして健全にしておいて移植するというので、そんなことについても椎名委員なんかは特に御専門ですので、そんな委員会の意見もきちっと所有者に伝えると。何かそういう機能を、やはり我々としても持たないといけないかなと思います。

それと、もうちょっと確かだと思ったのは、椎名委員からちょっと話題に出ましたが、これもプロセスなんですけど、指定したときの所有者と世代交代して2代目、3代目になったときに、どのくらい最初の約束事が継承されるか。これも大変疑問ですので、所有者が変わったとき、世代が変わったときには、どういう形で新宿区のほうに、保護樹木については所有者が変わりましたというようなことを報告していただくようなことをどこかで、例えば最初の契約時に少し明記するとか、何かそんなことであれば、条例を変えなくてもいいのかなと思いますし、必ずしも、先代の次の相続された方がみどりに関心があるとはこれは限りませんので、そんなことで私は、できるだけプロセスをきちっと追えるような、そんなシス

テムを考えていただけたらと思います。

副会長、よろしく願いいたします。

興水委員 会長が、生き物だということをいつも言われて、そのことにちょっと私も思いが至らなかったんですけども、木は放っておけば大きくなるわけですよね。放っとけばという点ですね、成長しますね。放っておいても大きくなる。

保護樹木として指定しますよ。わかりました、大事にします。で、長年ずっとそれを維持されて、立派な木に育った。ところが、どうしてもやっぱり相続が発生して建て替えをしなきゃいけない、切らなきゃいけないときには、一生懸命頑張って育てた方ほど木の伐採にもすごいお金かかるわけですよね、その伐採費をやっぱり自分で持たなきゃいけない。これ、かなりかわいそうですよね。ところが、いいかげんにして余り大きくしなかった人は、大事にしなかった人は、伐採費用は少なくて済むかもしれませんね。

要するに、頑張ってまじめにやった人ほど伐採費用で損している。いいかげんに扱った人ほど、得はしないにしても余りお金がかからないという、ちょっと矛盾したことが起こっているんです。所有者の中では、そのことに気がついておられる方はいらっしゃらないと思うんですね。でも、現実にはそういうことが起こるので、そういうことに関して、椎名委員、どうなんですかね。立派にしちゃったものほどお金がかかっちゃうんですね、これ。

椎名委員 いいかげんなやつほど、お金かからない。

興水委員 うん。いいかげんなやつほど、育たないから……

椎名委員 今の日本社会がそうですね。

興水委員 ということが起こるんですけど、どんなものでしょうかね、これ。

椎名委員 恐らくそういうことだと思うんですけどね。費用も本当にばかにならないぐらいになってしまおうと思うんですけども。そういう点では、先ほど委員長がおっしゃったプロセスというのをどういうふうに記録の上で確認して、それで、小委員会とか審議会でそのプロセスが見られるように。そうすると、その人の樹木に関する保護の証というか、そういうものが見えると思うんですね。

例えば、今はメールとか写真も貼りつけられますので、保護樹木のお金を、渡すお金を、毎年写真を撮って送ってくるまでは凍結するとかね。何か、そういうものを。それで、全景写してもらおうとかね、条件で。それで、毎年のを貼りつけていけば、そういうことがよくわかりますよね。そうするとやっぱり、いたし方がないのかなとか、これだけ努力なされたのかなと。それで、そういうのがわかれば、今おっしゃっていた、伐採にうんとお金がかか

るときにどうしようかという話も、今度は現実に区民のほうに説明ができますよね。区の税金を使うわけですからね、皆さんのね、そういう説明ができるということですね。

でも、これはほかのところではやっていませんから、ぜひやってください、本当に。本当にプロセスをはっきりさせて、それでずっと努力して、やっぱり10年ぐらい努力した人は例えば表彰するとか、そういうことも含めてプラスアルファの部分も含めて。

さっき、マイナスの分も説明しなきゃいけないという話ですけれども、むしろプラスで、頑張った人をもっとこう、頑張ったということをお金じゃなくて名誉として、きちんとね。で、そのときに、ちゃんと保護樹木の下に「表彰樹木」みたいなことを看板を出すとか、そういうことはできると思うんですけど、何かやっぱりめり張りのきいた保護施策というか、それをもうちょっと考えて。

でも、新宿だけです、こんなことをやっているのは、きっと。頑張ってください、それは。と思います。

熊谷委員長 ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきましたけど、ぜひ次の本審議会では、今いただいた、プロセスをどのようにチェックをしていくようなそういう機能を考えたらいいかという事案と、それから表彰状。これはそんなにお金かかりませんから、区長名でもいいですし、あるいは会長名でもいいですし、何でも結構ですからできる範囲で表彰すると。

実は、指定された保護樹木を実際に維持管理していただいている方は、周辺の方に必ずしも理解をされているとは限らないで、周りの人は、日陰になるとか、あるいは落ち葉がひどいとか、それから虫が来るとか。特に一番多いのは、多分、周りの家の雨どいが詰まると。そういうことをさんざん、周りの方からむしろ冷たい目で見られていながら、その中で何とか頑張って。そのときに、水戸黄門の印籠になるのがあの看板ですから、その看板のために何とか頑張っていたいでいるので、これは周辺の人にも理解されるような、そういう区のみどりに対する施策というかそういうのが行き渡るようにしていかないと、こういう樹木を所有されている方は、非常に区民のために頑張っているが、あるいは区の言うことを聞いていながら、住民の方から反対受けると。こういう非常に矛盾をはらんだ問題ですので、その辺もぜひ、今の表彰状を含めて、保護樹木なり保護樹林を維持されている方が誇りと自信と勇気を持って活動できるような、そういうプロセスも考えていかななくてはいけないかなと思いますけど。

副会長のパニッシュメントの話と、それから表彰の話と、やっぱりあめとむちでちゃんと

やっていないと、こういうのは協力をしていただけないので、大変でしょうけど事務局の皆さん、ぜひ次回の審議会では、公共施設のみどりの保護樹木と、それから今回のこの審議会自体の指定解除に関するプロセスをどうするかということをお話合っていきます。

きょうは余り時間がございませんので、あと何か御意見があれば承っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、渡辺委員。

渡辺委員 私どもの地域では、毎年「みどりのフェスティバル」というのをやっております、実は一昨年、私ども、公園の緑化ということ、花を植えることで表彰されまして、うちにブラシノキが届いたんですね。本当に小さなところに植えて、すごく枯らさないために努力をしております。

昨年は壁面緑化ということで、私の知り合いのところに鉢植えが届きまして、それもとてもきれいに、水やりなんかしてね。何かそういうものをいただくと、すごく密に心を配りますよね。ですから、新宿区でも区長賞とかいろいろ表彰されますよね、福祉の分野とか健全育成。でも、このみどりというのは意外とその中に入っていないような気がいたしますので、ぜひ区長賞とか地域の表彰の対象にさせていただければ励みになるかと思っております。

すみません、余計なことで。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ぜひ事務局も考えていただいて。部長が盛んにうなずいていますから、大丈夫だと思いますよ。（笑）

どうぞ。

みどり公園課長 いろんな御意見、ありがとうございます。

プロセス管理ということで宿題をいただきました。確かに私ども、指定して、毎年1回報告を受けてということはやっているんですけども、委員の皆様にとっては、いきなり解除かといった印象があるかと思います。これから、それだけではなくて、ちょっと今、頭で考えていることではありますが、今ある保護樹木が一体どういう状況にあるのか、そういったことを、ある程度ピックアップさせていただくかもしれませんけれども、こんなふうなものがありますといったような御報告も、あわせてできればなというふうに思います。

それと、表彰制度等、御提案がございました。少しちょっと長いスパンで考えさせていただく必要はあろうかと思っておりますけれども、意識啓発ということで一つの手段とは思っていますので、少し検討させていただきたいと考えております。

熊谷委員長 ありがとうございます。部長がうなずいて、課長があれだけ表明をしていただければ、多分もう大丈夫だと思います。

何か、ほかに御意見ございますか。

ちょっと作業を伴うので申しわけありませんが、たかだか1,000本ですから、みどりの保護樹の図面と一覧表が、もし事務局サイドで、その図面にここに保護樹木があるよというのが落ちているのがあれば、それに例えば番号でも振っていただきたい。そうすれば少なくとも審議会の委員は、保護樹木が全体でどこにあって今回どこのが審議にかかっているとか、それから全体の分布が良く分わかると思います。

再開発でどんどん建て替えてマンションが建っているような場所は、保護樹木どころじゃないんですよ。だから、私、前から思っているんですけど、この保護樹木の問題というのはこのみどりの課だけじゃなくて、全体の都市計画の問題なので、全体を見てもしそこがどんどん保護樹木が解除されるような場所は、これは所有者の方よりも区の都市計画がいいかげんなので、そういうときは都市計画審議会に文句を言う。こういうことじゃだめだと。

だから、そういう再開発でどんどん変えられちゃう場合は、私は、所有者個人ではとても防ぎ切れないので、そういう意味では、みどりの審議会というところが最高裁判所ですから、これが「うん」と言わない限りだめだというような、そういうデータとしてどこに保護樹木とか保護樹林があるかというのは、できれば地図とリストがあると思うんですが、これはお願いできますでしょうか。

それでは、あと二、三分になりましたが、何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

◎その他

熊谷委員長 それでは、時間となりましたので、一応、本日の審議事項については終わりたいと思いますが、何かその他、事務局からございますでしょうか。

みどり公園課長 それでは、連絡事項ということで申し上げます。

次回のみどりの推進審議会、本会なんですけれども、9月上旬ごろ開催を予定しております。まだ日程等は決まっていますが、決まり次第、御連絡をさせていただきます。

それとあわせて、口頭ではありますけれども、4月13日におとめ山公園のCゾーンと中央ゾーンというところが一部開園いたしました。合わせて0.3ヘクタールではありますけれども、着実に拡張のほうを進めております。委員の皆様も、下落合のほうに行った折にはおと

め山公園をぜひごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

◎閉会

熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、これで本日のみどりの審議会小委員会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午前11時58分閉会